

次のとおり、制限付一般競争入札を行うので、静岡県公立大学法人契約事務取扱規程（平成19年4月1日規程第19号）第5条の規定に基づき公告する。

令和8年2月16日

静岡県公立大学法人理事長 今井 康之

記

1 入札執行者

静岡県公立大学法人理事長 今井 康之

2 担当部署

〒422-8526 静岡市駿河区谷田 52 番 1 号

静岡県立大学事務局総務部施設室

電話番号 054-264-5105

3 競争入札に付する事項

(1) 入札番号

施第2004号

(2) 業務名

令和8年度静岡県立大学草薙キャンパス動物飼育室等管理業務

(3) 業務場所

静岡市駿河区谷田地内

(4) 業務概要

静岡県立大学草薙キャンパス内の動物飼育室等の管理業務

(5) 業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件を全て満たす者とする。

(1) 静岡県公立大学法人契約事務取扱規程第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(3) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(4) 各省庁における物品の製造・販売に係る一般競争の入札参加資格（全省庁統一資格）の役務の提供等に係る資格を有する者であること。

- (5) 令和2年4月1日以降、教育・研究機関等における実験動物管理業務を1年以上誠実に履行した実績を有する者であること。
- (6) 実験動物一級又は二級技術者を7人以上配置できること。
- (7) 普通第一種圧力容器取扱作業主任者を1人以上配置できること。

5 入札説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法

(1) 配布期間

公告日から令和8年2月26日(木)まで(ただし、2月25日(水)、土曜日、日曜日及び祝日は除く。)の午前9時から午後4時まで

(2) 配布方法

ア 静岡県立大学公式ホームページ内の「入札情報」ページに掲示する。
イ WordやExcelデータを希望する場合は、上記2の場所にて直接配布する。

6 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出

本入札に参加を希望する者は、次により申請書等を提出すること。

(1) 提出期間

公告日から令和8年2月26日(木)まで(ただし、2月25日(水)、土曜日、日曜日及び祝日は除く。)の午前9時から午後4時まで

(2) 提出書類

ア 入札参加資格確認申請書(様式第1号)
イ 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し
ウ 上記4(5)から(7)までを証明するための書類(契約書及び仕様書の写し、資格を証明する書類の写し等)
エ 返信先を明記した長形3号封筒(簡易書留郵便料金を含む切手460円分貼付のこと)

(3) 提出場所

上記2に同じ

7 入札手続等

(1) 入札執行日時

令和8年3月12日(木)午後1時30分

(2) 入札執行場所

静岡市駿河区谷田52番1号
静岡県立大学一般教育棟2階2218演習室
なお、郵送又は電送による入札は認めない。

(3) 入札保証金及び契約保証金

免除

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札
イ 入札参加資格確認申請書又は入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者が行った入札
ウ 入札説明書等において示した条件等入札に関する条件に違反した入札
エ その他、現行諸規程により、入札時点において入札参加資格のない者とされている者が行った入札

(5) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 契約書作成の要否

要

8 その他

- (1) この公告に掲げる入札は、当該調達に係る令和8年度予算の成立を条件とする。
- (2) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 照会窓口は、静岡県立大学事務局総務部施設室（電話番号054-264-5105）とする。
- (4) 現場説明会は実施しない。
- (5) 詳細は入札説明書による。
- (6) 静岡県立大学のホームページに掲載されている「静岡県公立大学法人 競争契約入札心得」を遵守すること。<https://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/guide/rec-bid/bid/>

入札説明書

令和8年度静岡県立大学草薙キャンパス動物飼育室等管理業務に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公告日 令和8年2月16日
- 2 入札執行者 静岡県公立大学法人理事長 今井 康之
- 3 担当部署 〒422-8526 静岡市駿河区谷田52番1号
静岡県立大学事務局総務部施設室
電話番号 054-264-5105
- 4 業務委託内容等
 - (1) 入札番号 施第2004号
 - (2) 業務名 令和8年度静岡県立大学草薙キャンパス動物飼育室等管理業務
 - (3) 業務場所 静岡市駿河区谷田地内
 - (4) 業務期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
 - (5) 業務概要 静岡県立大学草薙キャンパス内の動物飼育室等管理業務
- 5 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (1) 静岡県公立大学法人契約事務取扱規程第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。
 - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
 - (3) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
 - (4) 各省庁における物品の製造・販売に係る一般競争の入札参加資格（全省庁統一資格）の役務の提供等に係る資格を有する者であること。
 - (5) 令和2年4月1日以降、教育・研究機関等における実験動物管理業務を1年以上誠実に履行した実績を有する者であること。
 - (6) 実験動物一級又は二級技術者を7人以上配置できること。
 - (7) 普通第一種圧力容器取扱作業主任者を1人以上配置できること。

6 入札参加資格確認等

(1) 本入札に参加を希望する者は、次により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を作成のうえ提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

ア 提出期間 公告日から令和8年2月26日（木）まで（ただし、2月25日（水）、土曜日、日曜日及び祝日は除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 提出先 上記3に同じ

ウ その他 申請書及び資料は、長形3号封筒（簡易書留郵便料金を含む切手460円貼付）を併せて申込先に持参することとし、郵送又は電送によるものは受付しない。

(2) 入札参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和8年3月2日（月）までに郵送する。

(3) 申請書は、別記様式第1号により作成すること。

(4) 資料は次によるものとする。

ア 入札参加資格確認申請書

イ 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

ウ 上記5(5)から(7)までの事実を証明するための書類（契約書及び仕様書の写し、資格を証明する書類の写し等）

(5) その他

ア 申請書、資料の作成及び申込みに係る費用は、提出者の負担とする。

イ 入札執行者は、提出された申請書及び資料を入札参加資格の確認以外に、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出期限後における申請書又は資料の差替え及び再提出は認めない。

エ 提出された申請書及び資料は返却しない。

オ 提出された申請書及び資料は公表しない。

カ 申請書及び資料に用いる言語は日本語に限る。

7 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、入札執行者に対して入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明を求める場合には、令和8年3月9日（月）（ただし、土曜日及び日曜日は除く）までに書面（様式自由）を持参することにより提出しなければならない。

(3) 入札執行者は説明を求められたときは、令和8年3月11日（水）までに郵送し説明を求めた者に対して書面により回答する。

(4) (2)の書面の提出先は上記3に同じとする。

8 設計書、仕様書及び入札書等の配布

設計書及び仕様書（以下「設計図書」という。）並びに入札説明書等の配布を次のとおり行う。

(1) 配布期間 公告日から令和8年2月26日（木）まで（ただし、2月25日（水）、土曜日、日曜日及び祝日は除く。）の午前9時から午後4時まで

(2) 配布方法

ア 静岡県立大学公式ホームページ内の「入札情報」ページに掲示する。

イ WordやExcelデータを希望する場合は、上記3の場所にて直接配布する。

人職員を立ち合わせて行う。

12 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 公告等に示した入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札
- (2) 申請書若しくは資料に虚偽の記載をした者が行った入札
- (3) 入札説明書等において示した条件等入札に関する条件に違反した入札
- (4) その他、現行諸規程により、入札時点において入札参加資格のない者とされている者が行った入札

13 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

14 再度入札

予定価格の制限に達した価格のないときは、直ちに再度の入札を行う。

15 入札保証金及び契約保証金

免除

16 契約書作成

契約の締結にあたっては、契約書を作成しなければならない。

17 支払条件

月ごとの12回の分割払いとする。

18 その他

- (1) この入札による契約は、当該調達に係る令和8年度予算の成立を条件とする。
- (2) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 入札参加者は、契約書案、仕様書及び入札心得を熟読の上、入札心得を遵守すること。

様式第1号

入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

静岡県公立大学法人理事長 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

下記の業務に係る競争入札に参加する資格について確認されたく、資料を添えて申請します。

なお、静岡県公立大学法人契約事務取扱規程第2条及び第3条の規定に該当しない者であること並びに添付資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 公告日 令和8年2月16日
- 2 件名 令和8年度静岡県立大学草薙キャンパス動物飼育室等管理業務
- 3 場所 静岡市駿河区谷田地内

(用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

入 札 書 (第 回)

- 1 入札番号 施第2004号
- 2 件 名 令和8年度
静岡県立大学草薙キャンパス動物飼育室等管理業務
- 3 場 所 静岡市駿河区谷田地内

上記の業務を下記の金額で請け負いたく申し込みます。

	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円	
入札金額										(税抜)

令和 年 月 日

静岡県公立大学法人 理事長 様

住 所

商号又は名称

氏 名

印

代 理 人

氏 名

印

委 任 状

下記業務につき

を

代理人の印

代理人と定め、入札及び見積に関する一切の権限を委任いたします。

- | | |
|-----------|----------------------------------|
| 1 入 札 番 号 | 施第2004号 |
| 2 件 名 | 令和8年度
静岡県立大学草薙キャンパス動物飼育室等管理業務 |
| 3 場 所 | 静岡市駿河区谷田地内 |

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
氏 名

印

(案)

静岡県立大学草薙キャンパス動物飼育室等管理業務委託契約書

静岡県公立大学法人（以下「甲」という。）と (以下「乙」という。)
との間に、次のとおり委託契約を締結する。

(総則)

第1条 甲は、次の業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙は、これを受託する。

- (1) 業務名 令和8年度静岡県立大学草薙キャンパス動物飼育室等管理業務
- (2) 業務場所 静岡市駿河区谷田地内
- (3) 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 業務内容 別添の静岡県立大学草薙キャンパス動物飼育室等管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに

(注意義務)

第2条 乙は、関係諸法令及び甲が定めた仕様書その他関係諸規則を遵守し、委託の本旨に従い、善良なる管理者の注意をもって委託業務を処理するものとする。

(申出義務)

第3条 乙は、甲の定める仕様書の中に不適当な箇所があると認めるとき、又はこの契約締結後の事情の変化により委託業務を遂行することが困難となり、若しくは甲の不利となるような事情が生じたときは、その都度甲に申し出て必要な指示を受けなければならない。

(委託費及び支払方法)

第4条 甲は、乙に対し委託業務を処理するための費用（以下「委託費」という。）として、
金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）を支払うものとする。

2 前項の消費税額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、委託費に110分の10を乗じて得た金額とする。

3 月毎の委託費の額は、別紙「月別委託費支払内訳書」によるものとする。

4 甲は、乙から毎月の委託業務完了後に提出される適法な請求書を基に、実施月の翌月末日に乙に対して第3項の金額を支払うものとする。ただし、支払日が金融機関等の営業日でない場合には、その前日の営業日とする。

(契約の変更)

第5条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を変更しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第6条 乙は、第三者に対し、委託業務の全部若しくは一部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約に基づいて生じる権利義務を譲渡してはならない。ただし、書面により甲の承認を受けた場合は、この限りではない。

(契約の解除)

第7条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

2 甲は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が委託期間内に委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと甲が認めるとき。
- (2) 甲がこの契約について不正の事実を発見したとき。
- (3) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。
- (4) 乙が法令等又は契約に違反したとき。
- (5) 乙が次のアからキに該当したとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

- (6) 契約の履行の全部が不能であるとき又は全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (7) 契約の履行の一部が不能であるとき又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約した目的を達することができないとき。
- (8) この契約締結後の事情の変化により、委託業務を処理させる必要がなくなったとき。

3 甲又は乙は、正当な理由により2月の予告期間を持ってこの契約の解除をその相手方に申し出たときは、この契約を解除することができる。

（損害賠償責任）

第8条 乙は、次のいずれかに該当したときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

- (1) 乙が委託業務の実施に関し、乙の責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたとき。
- (2) 前条第2項又は第3項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

2 乙は、前条第2項又は第3項の規定による契約の解除により損害を受けた場合において、甲に対し、その損害の賠償を請求することができない。

（委託業務実施計画書の提出）

第9条 乙は、委託業務の実施について、この契約締結後直ちに委託業務実施計画書を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の規定により乙から提出された書類の内容に不適當な箇所があると認めるときは、乙に指示してそれを変更し、又は修正させることができる。

（処理状況の報告等）

第10条 乙は、毎日の委託業務の実施後、飼育管理日報を作成し甲に提出しなければならない。

2 甲は、必要があると認めるときは、いつでも委託業務の処理状況を乙に報告させ、又は自らその状況を調査することができる。

(現場責任者)

第11条 乙は、委託業務の円滑なる実施のため、次の事項について乙を代理して処理に当たる現場責任者を選任するものとする。

- (1) 委託業務処理に当たる乙の従業員（以下「従業員」という。）の指揮監督及び作業全般の把握
- (2) 委託業務履行に関する甲との業務連絡及び調整
- (3) その他本契約の目的達成に必要な事項

2 甲は、委託業務の履行に関する委託者としての注文、指示などは乙の選任した現場管理者に対して行うものとする。

(法令上の責任)

第12条 乙は、委託業務の処理に当たり乙の従業員に対する雇用者及び使用者として、労働関係法令によるすべての責任を負うものとする。

(職務規律の保持)

第13条 乙は、委託業務に従事する乙の従業員の教育指導に万全を期し、風紀、衛生及び作業規律の維持に責任を負うものとする。

2 乙は、乙の定める制服を着用させ氏名を明示し、乙の従業員であることを明確にするものとする。

(秘密の保持)

第14条 乙は、委託業務を処理する上で知り得た秘密及び甲の事務のうち一般に公表されていない事項を第三者に漏らしてはならない。

(臨機の措置)

第15条 乙は、委託業務の実施上緊急やむを得ないときは、臨機の措置を執らなければならない。

2 乙は、前項の措置を執ったときは、直ちに甲に報告しなければならない。

3 甲は、特に必要と認めるときは、乙に対して所要の措置を指示することができる。この場合において、乙は、直ちに応じなければならない。

(施設等の使用)

第16条 甲は、乙が委託業務を実施するに当たり、必要な範囲内において建物の一部（従業員控室）及び付帯設備（電話、用水、電力、ガス等）を無償で使用させるものとする。

(委託費の処理)

第17条 甲又は乙が第7条の規定によりこの契約を解除した場合の委託費の処理は、甲が認める既履行部分に相当する金額をもって精算する。

(合意管轄)

第18条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

(定めのない事項の処理)

第19条 この契約に定めるもののほか、必要な事項については、甲、乙協議の上決定するものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和8年4月 日

(甲) 静岡県静岡市駿河区谷田52番1号
静岡県公立大学法人
理事長 今井 康之

(乙)

月別委託費支払内訳書

支払月	税抜金額	業務内容	消費税額	税込金額
令和8年5月	円	(4月実施分)	円	円
令和8年6月	円	(5月実施分)	円	円
令和8年7月	円	(6月実施分)	円	円
令和8年8月	円	(7月実施分)	円	円
令和8年9月	円	(8月実施分)	円	円
令和8年10月	円	(9月実施分)	円	円
令和8年11月	円	(10月実施分)	円	円
令和8年12月	円	(11月実施分)	円	円
令和9年1月	円	(12月実施分)	円	円
令和9年2月	円	(1月実施分)	円	円
令和9年3月	円	(2月実施分)	円	円
令和9年4月	円	(3月実施分)	円	円
合計	円		円	円

静岡県立大学草薙キャンパス動物飼育室等管理業務仕様書

静岡県立大学草薙キャンパス動物飼育室等管理業務については、契約書に定めるほか、この仕様書に定めるところによる。

1 管理対象施設

- (1) 食品栄養科学部棟 7 階動物飼育施設
- (2) 薬学部棟地下動物飼育施設

2 業務体制

- (1) 構成員は 11 人とし、常勤するものとする（うち勤続一年未満のものは 3 名まで）。うち 7 人以上は、実験動物一級技術者又は実験動物二級技術者としてすること。また、うち 1 人以上は、普通第一種圧力容器取扱作業主任者としてすること。
- (2) 業務時間は次のとおりとする。
 - ア 平日（月～金） 9：00 ～ 17：00
 - （土） 9：00 ～ 12：00
 - イ 日曜・祝日・年末年始等については、原則として業務の必要はないが、管理上必要と認められる場合には業務を行うものとする。

3 業務内容

別紙「管理業務内容」のとおり

4 報告書の提出

受託者は、動物の飼育管理状況・機器点検状況等を記載した業務報告書を毎日作成し、翌日委託者に提出するものとする。

5 備付け書類

- (1) 受託者は、業務報告書のほかに動物収容状況・機器点検・環境点検・利用者記録、その他必要な台帳・記録を記載し、保管しなければならない。
- (2) 前号の書類は、委託者が必要とする場合には、速やかに提出しなければならない。

6 各種連絡等

- (1) 受託者は、委託者が管理対象施設内で実験する者（以下「実験者」という。）のために指定した施設利用に関する各種届出書の配布又は回収を行うものとする。
- (2) 動物の飼育及び施設の管理業務において、必要な連絡・報告を適宜委託者に対して行うものとする。

7 従事者名簿の提出等

- (1) 受託者は、契約締結後速やかに委託業務に従事する者の名簿及び経歴、資格を委託者に届け出ること。従事者に異動がある場合も同様とする。
- (2) 受託者は、委託業務の円滑なる管理運営のため、前号のうちから現場責任者を定め委託者に報告すること。

現場責任者は、委託業務従事者の行為及び作業全般についての指揮監督を行うこととする。

8 障害者への配慮

本業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 10 条第 1 項に基づく「障害を理由とする差別の解消の推進に関する静岡県立大学法人職員対応要領」（平成 28 年 4 月 1 日規程第 173 号）第 3 条に規定する合理的配慮について留意すること。

9 その他

この仕様書に示されていない細部の事項については、委託者と協議し、その協議を受けて現場の状況に応じ誠意をもって行うこと。

(別紙)

管 理 業 務 内 容

1 飼育管理

(1) 実験動物の飼育

- ア 委託者の依頼により動物の発注代行を行う。
- イ 委託者の許可により、施設で使用する餌料・機材及び必要な物品の発注を行う。ただし、受託者が負担する飼育関連物品は適宜不足が出ないように補充をする。
- ウ 実験動物の飼育
 - (ア) 実験者が発注した（又は受託者が発注代行した）動物を受け入れ、外見上の健康状態の観察・性別・匹数・系統・体重等を確認のうえ、所定のケージに収容し、実験者に連絡する。
 - (イ) 指定する餌料を各動物に給餌する。
 - (ウ) 自動給水装置・給水瓶等により各動物に給水する。
 - (エ) 飼育ケージの形状・動物の収容数により、3～15日毎に定期的に、床敷交換・ケージ交換を行う。
 - (オ) 飼育期間中における動物の状態観察を行い、異常があれば適切な処置をし、実験者へ連絡する。

(2) 飼育器具類の洗浄・消毒・滅菌

- ア ケージ交換及び実験終了後のケージを洗浄する。
- イ 給餌器・給水瓶その他飼育器具類を洗浄する。
- ウ 洗浄後は必要に応じて薬液による消毒又は高圧蒸気により滅菌を行う。
- エ 洗浄・消毒・滅菌が済んだ器具類は所定の場所に収納する。

(3) 死亡動物等の処理

- ア 死亡動物の保存
 - 飼育期間中に生じた死亡動物は、ビニール袋に入れフリーザーに収納し、実験者に連絡するとともに、死亡動物の保存量に応じて、委託者の指定する業者に引取り依頼の連絡を行い、量を記録する。
- イ 死亡動物等の搬出
 - 死亡動物及び汚物は、所定の容器に入れて搬出し、委託者の指定する業者に渡す。

(4) 動物飼育施設の清掃と消毒

動物管理区域内の清掃と消毒を励行し、施設の衛生管理を行う。

2 動物飼育関連機器・環境・設備の日常点検の実施

- (1) 自動給水装置の給水量調整及び漏水の点検を行う。
- (2) オートクレーブ・自動飼育装置・冷蔵庫・空調装置等の機器の点検を行う。
- (3) 温湿度監視警報盤及び温湿度計により、飼育室内の温湿度の点検を行う。
- (4) その他必要に応じて動物飼育及び施設の管理に関する点検を行い、異常を発見した時は臨機の処置を講ずるとともに委託者へ連絡する。

3 着衣の洗濯・滅菌と履物の消毒

施設入室用着衣及びS P F動物飼育室入室用着衣の洗濯・滅菌を行う。
また、施設入室用履物の消毒を必要に応じ、定期的に行う。

4 管理除外事項等

- (1) 実験室における機器の操作及び実験助手的な作業は行わない。
- (2) 原則として、実験及び手術等によって汚れた機器の洗浄・消毒は行わない。
- (3) R I・感染実験及び実験者で定めた危険性の高い有害物質実験は、管理除外事項とする。
- (4) 繁殖（系統維持を含む。）は行わない。

令和8年度

静岡県立大学草薙キャンパス動物飼育室等管理業務 設計書

場所 静岡市駿河区谷田地内

静岡県公立大学法人

概要

静岡県立大学草薙キャンパス薬学部棟及び食品栄養科学部棟にある動物飼育室等の管理を行う。

¥ -							
但し、静岡県立大学草薙キャンパス動物飼育室等管理業務							
内 訳							
符号	名 称	品質形状寸法	員 数	単 位	単 価	金 額	摘 要
1	動物飼育室等管理業務		1	式			
	消費税及び 地方消費税相当額		10	%			
	設計額						
静岡県公立大学法人							
符号	名 称	品質形状寸法	員 数	単 位	単 価	金 額	摘 要
(1)	人件費単価						
	基本給		1	人・月			
	住宅手当		1	人・月			
	資格手当		1	人・月			
	通勤費		1	人・月			
	小計…①						
	賞 与		1	人・月			
	小計…②						

